

盛岡広域振興局長告示第15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年4月2日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351600044	こどものデイサービスな ないろぷち	滝沢市湯舟沢494番地3	労働者協同組合ワーカーズコープ・セ ンター事業団	令和6年4月1日